

平成15年9月2日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

「固定資産の減損に係わる会計基準の適用指針(案)」に対する意見

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

8月1日に貴会より公表されました掲題適用指針に対しまして、意見を表明する機会を頂き感謝致します。

当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂き度く、よろしくお願い申し上げます。

記

第6項 自社利用し且つ賃貸している資産

本社ビルの扱いにつき、自社利用し且つ全延床面積の一部を賃貸している状況の場合、延床面積により共用資産と賃貸用資産に区分し評価を行うのか、全体を共用資産と見るのか。

賃貸使用割合により、全体を共用資産として取扱うことが可能な場合、その割合はどの程度と想定されるか。

第11項 営業活動から生ずる損益

「間接的に生ずる費用」にはどのようなものが含まれるのか、その範囲ならびに具体的な費用の例示を記載願いたい。

第27項 正味売却価額が外貨建の場合

第19項、第31項において、使用価値の算定において見積られる将来キャッシュ・フローが外貨建の場合、外貨建でのキャッシュ・フローを、当該通貨に関して使用価値の算定に用いられる割引率によって現在価値に割り引き、当該外貨建での現在価値を減損損失の測定時の為替相場により円換算することとなっている。

一方、正味売却価額については外貨建ての場合の記載が無いが、外貨建の時価(及び処分費用見込額)に対し、同様に減損損失測定時の為替相場による円換算が認められるのであれば、その旨明記願いたい。

なお、この場合、過去に外貨によって取得した固定資産につき、外貨ベースの「著しい下落」が無くとも、為替相場の変動により、実質的な為替差損相当額を減損損失として認識することとなるが、それで良いか。

第44項 共用資産の減損の認識判定について

減損を認識するかどうかの判定は、共用資産の取り扱い 44.(2)で「まず資産又は資産グループごとに行い、その後、より大きな単位で行う」となっているが、全社資産として購入した本社ビル、コンピューターセンター、グラウンド、社宅、保養所等は、全社の将来キャッシュ・フローにて減損認識判定する方法で良いか。

第55項 負債計上の商法上の解釈及び戻入れの表示項目

所有権移転外ファイナンスリースの未経過リース料の現在価値を当該リース資産の帳簿価格とみなし減損処理を適用するとあるが、その際に重要性があると判定された場合の負債計上(「リース資産減損勘定」等の適切な科目をもって処理)は、商法上どのように解釈されるのか。(負債性引当金か未払費用か。)

また、減損を計上する際には特別損失として処理し、戻入額は支払いリース料と相殺することになるが、繰入れと戻入で損益計算書表示項目が異なることになると思われるがどうか。

第79項 将来の用途を定めるために必要な期間

「将来の用途を定めるために必要と考えられる期間」とはどの程度まで許容されると想定されているのか。

以 上